

## 平成30年白老町議会議会運営委員会会議録

平成30年 1月31日（水曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時01分

---

### ○会議に付した事件

協議事項

1. 議会改革の課題と方法について
  2. その他について
- 

### ○出席委員（6名）

委員長	吉田和子君	副委員長	山田和子君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	吉谷一孝君	委員	西田祐子君
議長	山本浩平君	副議長	前田博之君

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	増田宏仁君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（吉田和子君） 本日は、議会改革について協議をしまいたいと思いますので、式次第がありますのでそれにそって進めてまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

1. 議会改革の課題と方法ということで「第4次議会改革」の実施判断ということになっております。

高橋事務局長のほうから、何か説明はありますか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 全体と資料について1回説明します。

資料1、A3版の大きいほうですけれども、各会派から報告いただいたものを整理いたしました。今の（1）の実施判断については、みなさん実施するという方向で回答をいただいております。

この表のつくりなのですけれども、（2）「第4次議会改革に取り組むために」のチェック、修正点ということで、文書修正は特にありませんでした。（3）「第4次議会改革項目」の選定と取り扱い方法については、前回出された17項目について全部こちらのほうで、いただいたものから整理をしております。一番下の欄に書いていますけれども、丸が取り組む項目で、二重丸が取り組む項目のうちの取り組み方法を書いてあるということです。四角がおおむね検討・調査をするということで、三角が今後の検討ということと、バツ印が取り組まないということを表示しております。文字は特記事項として書いてあります。その他のところでは2点ほどありますけれども、それは会派の意見として書かれております。

修正意見はなかったのですが、資料2、今回の議会改革に取り組むためにということで、特に問題になるのは2番目だと思いますけれども、その考え方を後でもう1回確認したいと思います。

資料3は、事務局のほうでいただいた意見を整理して、一番右側の選考結果というところなのですが、ここは今整理した段階ですので、今回一番右の欄が空白になっていますけれども、そこに結論を出していきたいというような表でございます。

それからあと配布しておりますのは、「開かれた議会・信頼される議会」を目指してということで、これまでの議会改革の取り組み平成24年度までですけれども、その視察対応とかで冊子にしている部分と、1枚もので2枚あると思いますけれども、第3次の議会改革までの経過と結果といいますか、そういうものが整理されている表と、最後に平成25年度以降の動きということの一覧表を参考資料としてつけております。

そのあとは順次検討いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（吉田和子君） 今、高橋局長のほうから説明がありました。

第4次議会改革の実施判断ということなのですが、資料1で示されましたように全会派が実施をすることで、実施してもよいと考えるは実施してもよいと捉えていいと思いますので、実施をしていくということで各会派が一致をしましたので、项目的には改革で取り組めない、もう少し早くやらなければならないものもあると思うのですが、それは後ほどみなさんと一緒に検討しながら、今回のみなさんの各会派から出していただいた項目も含めて、第4次議会改革というふうに銘打って、議会運営委員会として取り組んでまいりたいと思いますが、その点ではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、第4次議会改革ということで、今後しっかりと第4次議会改革項目の分野別の資料がありますけれども、大体時期的にいつやらなければならないかということも、前にいただいているのですが平成29年から平成31年11月までの中で第4次議会改革に取り組むというスケジュールも、みなさんの手元に以前にいつていると思いますので、これをともに検討しながらこれでいいかどうかということも含めて、急ぐもの、時間をかけるもの、または時間がかかるものも出てくると思いますので、順次みなさんと話し合いをしながら、協議しながら進めてまいりたいと思います。そういうことでよろしくお願いいたします。

それでは、第4次議会改革の実施判断はするということで、(2)「第4次議会改革に取り組むために」のチェック・修正点というのがあります。

高橋事務局長から説明をいただきます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 資料2をごらんにいただきたいと思います。

総括的な前段の話になるのですが、1、2、3、4とありまして、1番目が経過ということですので、これは特に問題はないと思います。2番目に第4次議会改革の基本的な考え方、今推進するということですので、その基本的な考え方ということで整備しておりますが、これについて何かご意見とかあれば修正していきたいと思います。ちょっと読みます。

議員は、町民に対する役割と責任を果たすための議会づくりを目指すため、議会のあり方や議会の活性化は当然基本としてありますが、その議論だけにとどまらず、二元代表の一翼である合議制機関としての議会やまちづくりに果たす役割として町民生活を豊かにする監視機能や政策形成機能などの機関競争に積極的にかかわり、今日的な議会制度の改革に取り組むこととする。

また、これまで取り組んできた改革項目についても、充実・改善を図るという観点から引き続き取り組んでいくということとしております。

3番目は、計画期間なのですが、前にいただいた意見からは、議員の任期というものは意識したほうがいいのかというのがありましたので、今回は31年度までということと、今後についてはやはり4年間ですので、就任してからすぐ改革するのであれば、改革項目を決めて4年間で取り組んでいくというサイクルがよろしいのではないかとということです。

4番目の取り組み項目はこれから検討して選定していくということですので、この内容についていかがかなということですが、

○委員長（吉田和子君） 第3次議会改革の経過は今説明がありましたように経過として、議会改革に取り組むのに第3次議会改革が終わった時点で、みなさんに資料がいつていますが、視察とかに行ったときに説明するとき各議会にお渡ししているものなのですが、この中に書かれているはじまりということから検討、それから内容とか、そういったものを最初にどういったことで取り組むのかとなっておりまして、今回第4次議会改革の基本的な考え方をきちんと持って進めていくということで、高橋事務局長のほうでこういった内容のものを書いていただいたのですが、今いただいたのですが今お読みになって、これでいいかどうかということをお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 当会派は、基本的な考え方はこれでよろしいのではないかとこのように考えております。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうでしょうか。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 1番、2番ともにいいのですが、3番の要検討のところはこの案のままでいいと思いますけれども、4の検討についてはこれから検討するというところでよろしいですね。1、2、3までは了承できると思います。

○委員長（吉田和子君） 第4次の議会改革で、本当は最初からできればよかったのですが、改選になってから2年が経過しましたので、2年間で今回はどこまでできるかわかりませんが、できるところまできちんとして次の改選後に継続をしてもらうという形になるのではないかと思います。第4次議会改革はある程度やって区切りをつけていかなければならない状況も出てくると思いますので、そういう点では精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

後ほかにどうでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 基本的にはこういうことだと思うのです。

加えるかどうかは別にして、第4次議会改革までに今までの総括が私は一定限度必要だと思っております。今まで議会改革を行った中で改正するべきものもあるのではないかとこのように考えているのです。これは総括文章としてはこのとおりですから、ここに入れるかどうかは別ですが、基本的な考え方ですから今までのものが全部いいというのではなくて、夜間議会もやめましたし、そういうものがあるわけです。そういうことで今の時代の情勢に合わせた議会改革というのが必要ではないのかと考えているのです。だからこれ例えば長期欠席議員の報酬カットというのがあるでしょう。つくったときは北海道で素晴らしいものだったのです。これに対しものすごく来たのです。これ平成10年ではなくやったのは平成8年ですから、ただ現状で見ると病気で倒れたという人以外はほとんどそういうことはないのです。このときは長期欠席の議員というのは仕事でそういう人がいたのです。だから状況が変わっていつているので、それはやめるという意味ではなくて、そういう状況が変化している部分は、面倒なことをいうのではなくて検討していかないと改革項目ばかりふえて

すごい量になるでしょう。だからそういうことも検討したほうがいいのではないかな。

例えば、常識の範囲で携帯電話は議場に持って入らないということは当たり前のことなのです。書かなければだめだというのは小学校ではないのだからと思う部分だってあるわけです。ただ守られなければ全然意味がないからやっぱりそういう項目が必要だとなってしまうのだけれど、そういうことを含めて改革していかないと項目ばかりふえてしまって、全部やったらすごい量で誰も読まないというのではなにもならないような気がするのです。そういう議論をしたほうがいいのではないかと私自身は思っているのです。新しいことももちろんやる必要はありますけれども。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうでしょうか。ありますでしょうか。

うちの会派は、ある程度課題と方向を出したときには、第3次議会改革でやってきたものの活性化されていないもの、停止しているものは入れているつもりであります。ここは少し活性化したい。ここはちょっと問題があるといったものは検討すべきではないかというふうには入れています。今後もし話し合いの中でも、そういったものはもちろん今までやってきたことを再度確認しながら、新たなものを組むとか、それをやめるとかそういった形になってくるのではないかと思います。新たに検討だけに時間を使うかどうかはみなさんのお考えを伺いながら進めてまいりたいと思います。

何かほかにご意見ございますでしょうか。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 3の要検討の中の計画期間、高橋事務局も意識して線を引いていると思うのだけれども、平成30、31年度の2カ年って、これ平成31年の11月に選挙があるのです。当然改選になるので新たに出発することになるのでそういう理解でいいのか。

それと、今大渕委員もそういう意味も含めてお話しされたと思うのだけれど、下段のマネジメントサイクルはいいことだと思っただけだけれど、議員任期の4カ年を考慮したという部分が、どのように解釈をしたいのかというのがあると思うのですが。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長のほうからというよりも、これがいいのかどうか議会運営員会でも検討しなければならないと思うのです。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） これを前に出したときには、平成29年度から平成31年度にしていたのですけれども、平成30年度なのかと思ったのだけれども、今検討しているのは事実平成29年度なので、例えば平成29年何月から平成31年10月とかとするのか、前からご意見いただいているのは、改選の1年前までには一通り終わっているというような状態は想定されるのですけれども、これを平成30年度だけに書くのか、その辺はいろいろなご意見ではそういう状況は理解しているつもりです。

今と同じなのですが、4カ年というのは期間としては任期全部を示していますけれども、実際に取り組んだり整理したりするのは、改選前の半年なのか1年なのかかわからないですけれども、実際にはそのような状況にはなるというのは想定しております。

○委員長（吉田和子君） 先ほど山田副委員長からこれでいいということだったのですが、

言葉として日程的なものを足す必要はないかどうか。どうでしょうか。

今まだ平成29年度になります。平成29年度1月から始まったということにするか、それとも各会派では昨年の11月から話し合っていたいただいていますので、丸々2年間かけてやるということで平成29年11月から平成31年11月の改選期までというふうにしたほうがいいのか。どうでしょうか。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 否定していつているわけではないです。平成30年から始まるのはいいのだけれど、平成31年の後段の部分はどうかということで疑念があったから、書いても結果的にある時期からはやらなくなるわけです。その辺の実質的な部分としての考え方はどうかと思って提起しただけですからいいのならいいです。

○委員長（吉田和子君） 最終的な決断としては、期限としては当然平成31年の改選期までというふうなことになると思います。その前に全部終われば終わることになるのですが、それまで期間としてあるということでの考えとしてはどうなのですか。改選期までと入れた方がいいというふうにお考えですか。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 私は立場上話したので、あとはみなさんに議論してもらおうというのが原則だから。

○委員長（吉田和子君） どうでしょうか。今前田副議長から意見が出たのですけれども。小西委員。

○委員（小西秀延君） 会派ではそこまで煮詰めていないので個人的な意見にはなりますが、平成30年度から実質的に動けるとしたら平成31年度、その前に決まるでしょうけれども、平成31年までの期間ということで、言明しなくてもある程度説明つく部分ではないかと理解はしています。

○委員長（吉田和子君） 議会運営員会の中で日程までは入れたいでしょうけれども、改選期までというのはみなさん心に入れながら話し合いをされたのではないかと思います。

山田副委員長はそのままでいいということですのでいいですね。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） これまでの議論の積み重ねの中で、改選期については議論されてきたのかなという記憶でおります。細かく何月から何月までと入れなくてもこの文章でいいのではないかと考えています。また、今後においてはところの下線ですけれども、そういう意味を含めて最後の1年間には本当はかからないようにしたほうがいいのかという議論をされてきましたので、そういう意味合いを考慮した文章になっていると思われまますのでこれではよろしいのではないかと考えております。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員、どうでしょうか。

○委員（大淵紀夫君） いいです。

○委員長（吉田和子君） では、この文言に対しては、私は考えすぎなのかもしれませんが、

第4次議会改革の基本的な考え方の中で、議員はと最初に出ていきますので、いいのかなと思いつながら、町民に対する役割と責任を果たすための議会づくりを目指すため、議会のあり方や議会の活性化の議論にとどまらず、議会のあり方ということなのですけれども議員としてのあり方も含めるのかなと思つたものですから、最初に議員とありますけれども、議員はこういう役割を果たすためにということだから、議会のあり方の前に、議員として、また議会としてのあり方と、議員を入れる必要はないかなと。議員の資質の向上とか、議員の能力向上のために研修会をやっていこうという話も今後出てくると思います。そういう面で、議会だけではなく議員の資質向上とか、議員の能力をあげるためにとか、そういったことが出てくると思いますので、議員という言葉いらないでしょうか。含まれてきますでしょうか。どうでしょうか。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 議会改革の取り組みの中に政策能力の向上ですとか等々、議員の政策能力の向上ですかと、議員のというような言葉が改革の内容のところに入ってありますので、特に入れなくてもいいのではないかなというふうに思います。

○委員長（吉田和子君） 今、山田副委員長のほうからも意見がありましたけれどもほかにどうでしょうか。このままでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 資料2の第4次議会改革に取り組むための経過と基本的な考え方、また基幹的な考え方を明記して議会改革に取り組んでいくということになりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 先ほど、大渕委員のほうから出されたことで、2番目の基本的な考え方の中で最後のアンダーラインなのですけれども、取り組んできた改革項目についても充実・改善を図ると書いてあるのですけれども、この中で廃止とか、明確化、再点検が入っていたほうがいいのかないかなという気がしたのですけれども。改善で全部含まれるということでもいいですか。

大渕委員がおっしゃった意味合いはここに含まれるということでしょうか。

○委員長（吉田和子君） どうでしょうか、大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 僕は構わないです。

○委員長（吉田和子君） 議論していく中できっと出てくると思いますし、資料としてつけていただきましたけれど、特に新しい議員さんなどは最初の出始めをわからない方もいらっしゃると思います。ここを熟読して会派の打ち合わせや会派会議のときにこういったところも再度会派で勉強しながら、新人の方にも理解をしていただいて改善すべきことは、新たな議員の目から見るとまた違った面が見えてくるのかもしれないので、そういったことに重点を置きながら進めてまいりたいと思いますので、大渕委員から出た意見は大変必要なことだと捉えていますから、会派会議では出させていただいていますので、そういったことを含めて新しいことに取り組むにしても、今までのことに再度取り組むにしても、第3次までや

ってきた議会改革については、重点的にやっておりますので大変重要な部分がたくさんありますので、それをしっかり検討しながらやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

それでは、(3)、のほうに入りたいと思えます。「第4次議会改革項目」の選定と取り扱い方法について、高橋事務局長のほうから説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 資料3をごらんいただきたいのですが、実際にこれから取り組む項目というのを選定して、それをどういうふうに検討していこうかということになるかと思うのですが、真ん中に小項目とございますけれども、小項目の後ろに白丸と黒丸がついています。白丸は新たな検討という意味で、黒丸は今までやってきたことを受けてもしくは改善していくというようなものが黒丸として表記されております。先ほど委員長のほうでもお話があったのですが、期限ということを書かせていただいているのですが、この中で急いだほうがいいのかと思われるのは③と④で期限を2月とかいているのですが、その結論を出せるかどうか。代表質問と反問権です。そして、今回の改革で実施したほうがいいのかという意見が多かったのが(7)の⑭、⑮が意見が多かった項目として、先ほども説明しましたが、この表の分類としては実施するもの、検討するもの、今後調査から進めていくものというような分類になっておりますのでその辺の整理をお願いいたします。

○委員長（吉田和子君） 資料3の説明がありました。

以前にいただいたスケジュールをまとめたものも期限に入っておりますので、資料3でいいと思えますが、選定と取り扱い方法、期限があるものもありますので、この中で2月となっているものがあります。来月になるのですが、代表質問のあり方、1問1答を取り入れるべきではないとか、各会派から提案が出ておりましたけれどもそれをどうするのかということと反問権の取り扱い方、反問権は質問者に対して行政側から反問権を自治基本条例の議会の部分で認められておりますけれども、それが質問時間に入ってくるという。それをどうするかということも含めて議論をしなければならぬ。これは前から議論がありましたけれども、しなければならぬということだと思えます。この2点について2月中に結論が出ることであれば出して、議会側としての考えをもって進めていきたいと考えるのですが、実施するという事は各会派から出てきておりますのでどのようにみなさんお考えになっているでしょうか。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 資料3の会派のところのくくりなのですが、みらいは「み」ですよね。うちの会派は、答弁追跡は第4次議会改革に入れないと申し上げているのですが、資料3には入っているのですが、これはどういう意味でしょうか。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） この会派については、前回入っていたものから抜粋したはずなので、すけれども。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長。



○副委員長（山田和子君） 「み」を消してもよろしいでしょうか。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） ⑥答弁追跡の「み」です。

○委員長（吉田和子君） ⑥答弁追跡は、議員個々で答弁の追跡をしていき再度質問をするとか、担当課に要請をしていくとかという形で、答弁追跡については個々の責任でやっていくということでよろしいでしょうか。議会改革の中に入れたいということですが、

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） この事務局案と申しますか、それは調査項目に入れているので徐々に情報収集はしていくけれどもというような意味合いになります。

○委員長（吉田和子君） 今は全体的なものとおして各会派の考えの違っているところも出てきたのですが、2月に急ぐものもありますけれども、そのほかにみなさんの中から全体的なものを見て、項目として入らないのではないかとというようなことがもしあれば、これは各会派から出てきたものなのですが、検討するとしたら個々に今後検討していくことになると思うのですが、各会派から出てきたものですが、この検討項目でよろしいかどうか。その点確認をしたいと思います。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 資料3の選考結果における三角の部分のところは、第4次議会改革には含めないでいいのではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（吉田和子君） そういった意見も出ていますけれども、ほかにどうですか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 私どもも、現時点でそれを議会改革に入れなくてもいいのではないかとというのが三角になっているところになるのですが、現時点で疑問を持っているというのが正直なところですが。今回の議会改革でやるべきなのかということ自体に疑問を持っているという点がそこなので、現時点では取り上げなくてもよろしいのではなかと考えております。

○委員長（吉田和子君） 三角の部分を出してきている会派があると思いますが、その会派の方々はどのようにお考えになりますか。①議会基本条例の検討とか、⑨議会モニター制度。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） それは構いません。実質1年間しかないわけだから、多分、今先にやると出ているものがあるでしょう。そういうものをこなした段階で次には入れるかどうかという議論になる。これだけの項目はできないです。いくらがんばっても無理だと思います。

うちの会派から出ているものはそれぞれの議論の中で、そういう話をしていくというふうにしますので、改革に取り組むというところが大切なわけだから。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 今大淵員が言われたように、私たちの会派の中で自治基本条例の尊重と、二元代表制の意義については、常に意識していかなければいけない事柄と捉えているので、あらゆる項目の中でそれを意識しながら議論していくということで、改革しない

項目としないのバツ印となっているのでこちらのほうのご理解をお願いします。

○委員長（吉田和子君） ほかの会派の方どうでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） きずなといたしましても、共産党の大淵委員がおっしゃったように、優先的に取り組めるものから取り組んでいってと思っておりますので、みなさんの合意の中で合意できるものがあつたら順次進めていけるほうがいいと思いますので、その意見に賛成させていただきます。

○委員長（吉田和子君） 各会派の意見は出たと思えますけれども、うちの会派も二元代表制のあり方も出しておりますけれども、これはまた時間があれば検討する必要があると思つて出したのですけれども、改革としてやるかどうかというのは違ってくるのかと思つておりますので、各会派からこれが必要と出てきているものを最重点的にやつて、そのあとに時間的なものがあつたり、必要性があれば検討していくという形で、この議会改革を進めていく中では、うちの会派は議会基本条例のあり方、自治基本条例にある議会条例でも十分活用し、それを参考にして議会改革を進めておりますけれども、単独でやっていくほうが利点があるということもありますので、今後やっていく中で必要性が出てきたら、私は議会基本条例も必要ではないかと考えておりますので、その辺は今後の必要性が出てきたときに、再度議員の皆さんと議会運営員会の中で検討するような項目に挙げていただければというふうに考えております。

今伺つた中では、ほぼ三角のところは後におこうと。その中で黒丸と白丸の検討事項をできるところ、急ぐところ、そういった部分、改善はそれほど時間がかからなくて、新規のところがかかるのではないかと思いますし、議員の報酬と定数についてはいろいろな裏付けが必要になってくると思つておりますので、このやり方も新たにみなさんと検討しなければならないと思つておりますので、そういった形で進めていくということによろしいでしょうか。急ぐものからやっていくのです。

全体的な選定と取り扱いですので、三角がいいのではないかとか、そういう話をいただきました。その中で、ここにありませんけれど急ぐもの、代表質問と反問権、それから予算・決算特別委員会の3回までと限定しているのをどうするかということで、議会運営員会としては、3回は撤廃していいのではないかとこの話で持って行っていましたけれども、町のほうから議長宛に白老町議会特別委員会予算・決算委員会における質疑回数撤廃についてという文章をいただいています。これみなさんの手元にいつていますね。これに対して検討を何もしていないのです。

議長はこのことについて、何か話し合いをされたのでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 申し訳ありませんけれども、1回議会運営員会の中で決めたものから、町がどのような答弁をしてきたとしても、前回のときにそれは粛々とこちらのほうからまた、機会を見てお願いしていくようにしましよと決まっていたような気がしたのですが、違っていましたか高橋事務局長。その辺もう少し整理していただいけませんか。

○委員長（吉田和子君） 話し合いをするということになっていたのです。

話し合いをしたかどうかを確認したのです。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今西田委員がおっしゃったとおり、議会運営委員会として結論を出して行政に持って行ったと、行政から文書で回答をいただいて、そこで折り合いがつかなかったので実施には移せなかったけれども、新たに行政に理解してもらおうとか、そういうような理由づけを緒案と議会として持って行ってまた交渉して、行政もいいというのならそういうふうに進めたいと思うのですけれども、今前段の段階ですので、また機会をみて議会としてそういう予算・決算特別委員会の回数撤廃の理由づけがあるのであれば、また行政とお話し合いをしていくということになるかと思えます。

○委員長（吉田和子君） まだ3回という基準は設けてやっていました。議会運営委員会では決めたいけれど相手があることなので、それはきちんと話し合いをして了解してもらわないとできないということでの話し合いだったと思うのです。

もし、今後そういうことになればきちんと基準にも入れて、3回なら3回、撤廃するなら撤廃するという形で入れていかなければだめだと思うのです。そのために相手方がいることですから行政からこういった答弁がきているので、きちんと話し合いをしなければならないと思うのですが、この問題もあるのです。ですからこれもある程度明確に、前にお話が合ったように議長が行政側と議会運営委員会は変わらず3回は撤廃してほしいということでお話し合いをしていただくのか、それとも議会運営委員会ではもう確認することはなく、撤廃するということになっていますので、行政側と議長にやっていただくということでもいいですね。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） この前の先ほど話したように、行政からある程度回答をいただいているということですので、その回答を議会の方向にもっていくためには行政に納得いただくしかないと思うのです。納得いただく材料とか理由をちゃんと整理して持っていくことが必要だというふうに考えます。

だから、議長に一任するとかということではなくて、議会としてこうこうだからこのようにしてほしいということでもう一度いかなければならないです。

○委員長（吉田和子君） やはりきちんとまた、議会運営委員会なら議会運営委員会でこういう考えで文章化して議長が代表でいっていただいて、議会運営委員会としてはこのような結論を出しましたと、それでこれを受けられないのかということでお話し合いをしていただくということになると思うのですが、その文章をきちんと、あくまでも3回は撤廃をしたいということで1回は議会運営委員会で決まっていますので、どういった理由づけをしてきちんと持っていくか。やはり十分な議論ができないとかそういったことが出てくるのか。その辺どうでしょうか。

これは議会運営委員会ずっと1年くらい据え置きしてきているはずなのです。ですから3月の予算等審査特別委員会からはどちらかにきちんとしていきたいと私は考えていたので

す。そういうことで、2月の項目の中に代表質問のあり方と反問権のあり方と、この予算・決算特別委員会の3回までの撤廃について、行政側の理解を得るというこの3点を早急に議論したいと思うのですが、このことも入れて3点にしてよろしいでしょうか。

3月の代表質問に間に合わなければそれはそれで仕方がないのですが、できる限りやってきちんと定例会3月会議に間に合うようにしたいということで、できれば代表質問は2月26日が質問締め切りになっていますので、2週間くらい前にはきちんとはっきりしていなければだめだと思うのです。そういったことも含めて議論していきたくのですが、この3点を議論していくということで含めてよろしいでしょうか。

これは議会改革というよりも、早急に議会として代表質問のあり方と反問権についてきちんと結論を出さなければならないということだと思いますので、先に議論をするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） いいということで進めていきたいと思います。3項目です。

第4次議会改革、その中で早急にやるのが、代表質問のあり方、反問権をどう扱うか。予算・決算特別委員会の質疑3回を行政とどうすり合わせをして了解をしてもらうか、ということの話し合いをしていきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） すぐ意見を申し上げられなくて申し訳なかったのですが、予算・決算特別委員会のときの3回撤廃はされてきて、議会として一度申し入れをしてだめだという返事が来ているのですけれども、再度申し入れればいいことなので、今議会改革の中に入れなくても、今ここで再度申し入れたらいいのではないかという合意ができれば、議長から正式な文書にして申し入れていただければいい議題だと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 先ほど高橋事務局長が申ししていたとおり、文書でもきているわけですから、こういうことだから撤廃したいのだということ、再度この議会運営委員会の中で、各党派の中でもう1回もんでもらって、こういう理由だから持っていきましょうということで、これはやはり議会改革にかかわることなので、私一人よりも議会運営委員会の委員長、副委員長も副議長も含めて行かれて、一人ではなくて人数が多い方が説得力もあると思うので、再度議論をしていただきたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 状況は今少し変わってきていると思うのです。特別委員会、これは委員会条例ではいくらやってもいいということになっているわけです。ところが病院の問題であのように議論をしている。聞いている人はわかると思うのですが歯がゆくどうにもならないでしょう。早い話が、実際はあの質疑ではなんだかわけがわからないような質疑になってしまっているのです。だから、もちろん委員長の配慮で全委員が発言できるような配慮は必要だけれども、あれでは代表質問をやっているようなものです。そういう点でいけば状況

は変わっているのです。

議長が言われたとおり、これは明らかな議会改革の中身です。委員会条例で認められているのが、今の特別委員会は本会議の条例にのっとってやっているわけです。それは委員会条例のとおりによりましょうということなのだから、そういうことは多分各会派ではもうわかっているし、今の病院の特別委員会の状況をみたときに、果たして今のような質疑でいいのかというあたりを議論すれば、結論は目に見えて出てくるのではないのかと思うのですけれども、私たまたま副町長と話したときにはそういう話をしたら、何か本当にいいとか悪いとかではなくて、全体を聞いて全体の答弁をするでしょう今の病院の特別委員会。あれだと本質論で迫れない。だから一般質問でやるようになるのです。本来、特別委員会をつくられているのだから一般質問ではやらないということです。だけど、あの質疑の仕方だと一般質問でやるということになるのです。そのことをきちんと町に言えばいいのです。

**○委員長（吉田和子君）** まず1点は、議会運営委基準、議会が今までやってきたことは、委員会は回数の制限はないのだと、特別委員会も委員会なので制限はないのだということが1つの理由です。たまたま議場でのあり方として、議会は3回までというのが代表質問でありましたので、補正予算もそうですけれども、大体3回までということになっていますのでそれに準じてやっていたということで、何の規定も設けていないし、それが1つの理由になると思うのです。

もう1つ、町側の答弁でこのように書いてあるのです。限られた時間の中で各議員の質疑回数が原則3回以内で行われて来た本旨に鑑み、執行側としては今後も緊張感をもって全議員の質問に答えられるよう、効果的に審議が行われるよう努力してまいりますというのがありますが、この文章に対して、今大淵委員がおっしゃったように自分が納得すれば3回までいなくても2回でも終わるのです。それ以上いくというのは行き違いがあるのもありますけれども、答弁に納得がいかないからやっているのです。

そういったことをきちんと文章化していくという形しか、私はないのかと思うのですけれども、それを文章化して議長、副議長と委員長、副委員長とで行政と話し合いを近いうちにもつと、これ以上議会運営委員会で話し合うことはないような気がするのですが、どうでしょうか。

前田副議長。

**○副議長（前田博之君）** 前も言っているけれど、質疑の回数については平成28年10月3日の議会運営委員会でみなさん議論しているように撤廃するというので一致しています。それで申し出たということと、今大淵員も話しましたがけれども、病院もそうだし象徴空間の特別委員会、なぜか3回の質疑でやって議論が不完全燃焼なのです。それがいいかどうかということで僕はあると思います。ですから、きょうの資料2にも書いているけれども、やはり二元代表制の意義と機関競争主義の活性化、そのうえで政策形成議論をやると、そうすれば議会は議論する府であることを、自らの倫理で3回で封じるということはおかしいと思います。

そういえば、きょうもまた第4次議会改革に取り組むために（案）と資料2で、基本的な

姿勢を示していれば当然こういうことになってくるのではないですか。僕はそのように思います。

だから、今いった話を整理して、正副議長、あるいは議会運営委員会の正副委員長で再度また行って、考え方をきちんと了解させるということだと思います。

**○委員長（吉田和子君）** 今前田副議長の、もう一つ意見として二元代表制の一翼である、合議制機関としての議会やまちづくりに果たす役割としての議論を活発化したいと。そのためには3回という制限は持ってほしくない。それも一つ加えたほうがいいということですね。

今そういう意見も出ましたけれど、今私が述べました2点と前田副議長が言われた二元代表制の合議制の機関としての必要性ということも入れて、文章をこちらのほうでつくらせていただいて、町側と話し合いをして議会としては、今回の予算等審査特別委員会から3回は撤廃していくという方向性で持っていきたいという要望してよろしいでしょうか。どうでしょうか。これ、予算・決算特別委員会と書いてありますから、特別委員会についてというふうにしたほうがいいのかと思うのですけれども、そうすると予算も決算も病院も、象徴空間も全部入ってきます。これから設けられる特別委員会も全部入ってきますので、委員会としてやっていく分については、質問回数は制限しないと。そういうふうに町側にも捉えてもらうと。そういう形でよろしいでしょうか。

山本議長。

**○議長（山本浩平君）** この結論については、私も全然異論はないですし、各党派のみなさんの合意形成が得られていることなのですから、この前、1点だけ大淵員にお尋ねしたのです。

22日の病院の特別委員会に、私は都合で出られなかったのですけれども、そのときのことなのかどうかわかりませんが、先ほどお話しした具体的にいえばというのはどのような意味で捉えたらいいのか教えていただきたいと思います。

**○委員長（吉田和子君）** 大淵委員。

**○委員（大淵紀夫君）** 22日は全くスムーズにいきました。なぜかという議員間討議ですから、ですから全く問題ない。その前の2回の特別委員会、実際に私も1回しか発言しなかったのだけれど、全部聞いて答弁もらって、全部聞いて答弁もらって、全部聞いて答弁もらって、それで終わり。ですから、一般質問はそうではないです。個々に質問できるのです。やはりそういうものでないと非常に消化不良が、答弁していなかったら答弁していないといっても、3項目5項目やってしまったら、何が何だかこちらがわからない。今度代表質問のときに私もいおうと思っていたのですけれども、やはりそれは議会の質としては聞いている人もわからないのです。今までの議会改革の中で江藤教授が言っているのは、そこが見えるように町民に見えるという疑問をどう議会も町側も努力するかということなのです。

そういうことでいえば、私はそのほうがいいと。

**○委員長（吉田和子君）** この文章をみて思ったのですが、町側もしっかりとした答弁をしたいと最後に書いてきてあります。議会側も質問する者として理論整理をしてしっかりと

めて質問をいたしますと。そういったことも1つ項目を加えると説得力があるのかなと思ったのです。ただ、思いつきで質問されたり、何回でもできるから、あの人がこうだからこうやるというのではなくて、自分自身がしっかり学んできて、この点は納得いかないからこうではないのか。こうではないのかというような質問ができるような、議会もそのようになりますというようなことを入れると、もっともっと説得力があるかと思ったのですが、いらないですか。

吉谷委員

○委員（吉谷一孝君） 回数撤廃はいいと思っているのですがけれども、私が懸念するのは見解の相違という部分と、答弁もらったときにこちら側が求めている答弁と返ってくる答弁の受け取り側の食い違いがあります。そういった部分のやり取りがものすごくあるというふうに感じるのです。そういうことをただやみくもに回数制限がないから、違う、違うということでの回数のふやし方というのは、私はどうなのかなというところがあるので、そういうところの整理をどのようにするかということをお互いにきちんと検討していく必要、今委員長が言われた議員側もそうですけれども、答弁する側もどうだということをきちんとやらないと、ただやみくもに回数をふやしても、お互いに求めている答弁が違うとか、見解の相違で繰り返すとかということの整理をどのようにつけるのかというのが、私は疑問に思ったので、その辺のところは委員会の中で精査したらいかかと思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（吉田和子君） どこまで行っても答えと違うというのはあります。

山本議長。

○議長（山本浩平君） そこは司会をする議長なり委員長なりの議事整理権でもあるし、やはり町側も課長クラスはなかなか結論としては言えないかもしれないけれど、理事者は見解の相違は相違だとはっきり申し上げるべきだと思います。過去にもそういったケースありますので、見解の相違であればそれ以上議論にはならないです。

赤いものは赤だと、こちらは白だと譲らない場合はどうしようもないのです。そこは答弁のほうを明確にはっきり言ってもらわなければならなし、議事整理権で整理するしかないのです。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 今山本議長いわれたとおりなのです。

我々が気をつけなければいけないのは、やはり質問は論理的にきちんと整理してやるということなのです。わけのわからないようなことを言っても、これはいわれたらしようがないのです。当たり前なのです。あちらに我々は反問権を認めているのだから、だから反問権もあるのです。同時にいえるのは議長、委員長の議事整理権には原則従うということ、各会派含めてここでは確認すればいいのです。それに異議あれば異議あるといってもいいのです。

それで決着がつかなければ、例えば議会運営委員会を開いて委員長の言い方が正しいのかどうかとやればいいのですから、委員長というのは我々が選んだ委員長なのだから、その議事整理権には原則従うということがここできちんと確認しなければだめです。何を言っているのだと議員同士でやっているのでは、はっきり言えばどうにもならない話です。

見解の相違はあるのです。それはしょうがないのです。ただ、それでずっとやるというのは違うと思います。そこら辺は明確にして、我々も議員ですから真摯に聞くという姿勢を徹底すればいいのではないかと思います。

**○委員長（吉田和子君）** 今話が出ていますように、やはり特別委員会ですからほとんど委員長となると思うのですが、委員長として選ばれた委員長の責任、それから委員長の権限としてきちんと整理をするという権限があるということを思ってやっていただきたいと思えますし、きちんとそのことに従うという話がありました。

もう一つは、会派がありますので質問があったときその反省会のときに、もう少しきちんと整理するよう、会派できちんと会派としてやっていく。そうでないと行政側が返って来たら3日以内で、時間的なものがあるのにできるのかと心配されているわけですから、そういったことがやっていく中でいわれないような形、時間オーバーして日程が取れなくなったりといわれないような形で、会派を組んでいる白老町ですので、会派としてもそのあり方をしっかり確認をしながら、反省会を持ちながら、やって行くということではいいのではないかと思います。

委員長の権限でやっていくということと、会派で質疑が終わったときに3回を撤廃した以上は、このようにやっていった方がいいのではないかとすることはお互いにやり合うということも必要ではないかと思います。

前田副議長。

**○副議長（前田博之君）** 議事整理権の中で公平に、そうあるべきだと思います。

今議論されている部分は、町側も責任あるし、議会側にも責任があるのだけれど、論理的に質問した中で逆に政策議論をしているのに、それに答弁が煮詰まって答えられなくなったことが、あとで反問権にかかわる関係があるのだけれど、反論的な部分が出てくるのです。その部分は逆に町側が、議会がある程度の勉強をした中で質問しているのだから、それにはきちんと答えなければいけない。

今大淵委員が言われたけれど、大淵委員も過去に見野元町長とゴルフ場の問題でやったときに、見解の相違で公の場でやられてしまったのです。見野元町長もそうは言ったけれども政策議論をしたのだけれども、そういう部分で議会が町側に対してそのような見方もするけれど、町側も課長は別にして理事者も勉強してもらって、質問に耐えられるだけの議論武装をしてもらわないと、全てが議事整理権で終わらせることではないと思います。

それをやられると、本当にここでいう政策議論でなくなってしまうのです。反論みたいになってしまって、あなたどういう考えを持っているのかと。そこはやはり議会として、先ほど吉田委員長も言っていたけれど町側も資質を高めてもらわないとならないし、議会として資質を高めなければならぬし、多分議員のみなさんは大きな課題を質問すると。ではこういう議論をして、初めはこう、中段はこう、後段はこうだと起承転結、組み立てて質問をつくってきていると思います。その中において議論されていますから、それに耐えるだけの町側も答弁能力をもってほしいと思います。それだけはちゃんと整理しておかないと、議会が一方的にいわれる自体がめだと思います。



○委員長（吉田和子君） 前田副議長から出ましたけれども、的確に答弁をしてほしいということも、するといっていますので、こちら側はこちら側の気持ちとしてきちんと伝えて、代表で前田副議長も出られると思いますので、言葉として言いたい部分は言っていていいと思いますけれども、こういった形でこの部分はそういった文章をつくって、一度みなさんに見ていただきます。それ度でいいか見ていただいて、それをもって町側と話をするというところでよろしいでしょうか。

この部分については、第4次議会改革に入らなくてもいいですね。決まってきたことで町側とのやり取りだけ残っていたことですので、第4次議会改革に入らないと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

平成28年3月に結論の出ていることで、あとは行政とのやり取りですので第4次議会改革に入れられないということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） そういうことで進めていきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

---

再開 午前11時15分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて議会運営委員会を再開いたします。

最初に確認をしておきます。

先ほど話し合いをいたしました特別委員会の質問については3回の撤廃は平成28年の10月に決まっており、29年度は2回とも3回ということはそのまま実施しておりましたので、今回もきちんと文章化して町側と話し合いをするということで代表何人かでお話をする。その文章を作成した時点で、皆様にお渡しをしてそれでいいかどうか確認をするということで1つ確認を得ました。

もう1点、今回の議会改革、第4次議会改革として実施することになりましたけれども、これは再確認になりますが、三角以外は、白丸と二重丸の部分です。全部変わってくるけれど実施をするということ、改革項目としてあげるということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） そういうことで確認を終わりたいと思います。

きょうは午前中で終了したいと思いますので、できる限り途中で終わるかもしれませんが進めてまいりたいと思いますのでご協力よろしくお願いをいたします。

次に急ぐ項目2点あります。代表質問と反問権なのですが、代表質問の締め切りが近づいておりますので、代表質問について入っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 先に高橋事務局長から説明をいただきます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 代表質問についてであります。この項目については重点事項

とか早急に行うという意見が多数でした。代表質問についての論点としては、代表質問をやめるといふ意見も若干聞いておりますけれども、全国的に見ますとやはり政策発表した後に、会派制を取っているような議会では代表質問を行っているというのが現状であります。

今回の論点というものは、やめるやめないというよりも、形式上3回ということになっていきますけれども、それを一問一答方式にするという意見が出ています。今まで代表質問は3回ですので、45分制限の一般質問一問一答と比べて短い時間になっています。もし一問一答にするということであれば、例えばですけれども時間制限が必要になるのかとか、そのような問題が含まれているように考えております。代表質問についてはそのような状況です。

**○委員長（吉田和子君）** 3点くらいお話があったのですが、まず会派制を取っている以上は代表質問はしなれだめだと思っていたのですが、やめている町村もあるのです。白老町としても会派制を取っておりますので、代表質問をなくするという考えにはなっていないのです。やっていくという考えでよろしいでしょうか。

大淵委員。

**○委員（大淵紀夫君）** この問題は、私はなかなか難しいと思うのです。代表質問が一問一答でできるのかということのほうが大きいのです。一問一答でやるとしたら一般質問とどこが変わると。今でも代表質問というのは本当からいったら、町長の執行方針に対してその政策議論をするのです。ところがうちの会派も含めて個々の項目でやっているようなほうが多いのです。一般質問とどこが違うのかと私はいつも疑問に思っているのです。

そういう状況の中で、例えば一般質問を政策的な見地で一問一答でやるとしたら可能なのかと私は思います。一括質疑方式というのはなぜかという、全体ものを聞くからです。国会などもそうですね。全部聞くわけです。例えば安倍首相の政策的な中身と政治姿勢について聞くのです。これで、例えば病院問題を代表質問で聞くとしたら一般質問でやればよいということですね。

本当にそういうことが地方議会でなじむのか。意義としては、会派があるのだから代表質問というのはわかりますけれど、うちの会派な2人しかいないけれど代表質問をしないで一般質問でやりますというふうになったら、それもよいということなのかとなるでしょう。

私はかなり考えたのですが、なくさなくてもいいけれど一問一答がなじむのかという部分が一番の問題です。残してもいいから代表質問をやらなくて一般質問でもいいというふうになれば、うちは今回は一般質問でやるとはっきりそう思っています。ですから、そこら辺のところでは考えた方が、今の一問一答方式での一般質問を聞いていいたらあれだけで十分なような気がしています。なぜあえて代表質問が必要なのかという、私自身は以前と全然違ったのですが、そう思っています。

**○委員長（吉田和子君）** 今、大淵委員から出まして、あまり委員長が話してはダメなのですけれども同じような考えですのでうちの会派の考えを述べたいと思います。

会派制をとっている以上は代表質問はあるべきだというふうに考えていました。一問一答制にするのであれば、細かいところまで入っていくということになるとそのあとに予算等審査特別委員会も控えています。私ちょっと聞いたのですが、静内町は会派制をとっています

けれども代表質問をやめたそうです。なぜかという、時間制限がなかったということで細かい数字まで聞いていって、どんどんどんどん広がって行って2時間半かかったそうです。そういった質問すらあるので代表質問はやめましたと言っていました。一人一人が細かく聞きたいのであれば、一般質問でいいだろうということでやめたという話を聞きました。苫小牧市もそういうことがありました。3月議会では一般質問はやって代表質問はないのです。ただ、一般質問は原稿を書いてやるみたいなことは聞いていましたけれども、代表質問に対しては注意があったそうです。細かいところまで入りすぎているということ、代表質問はやはり町長の執行方針、町長に対して会派を代表してその政策議論をするものであって、こと細やかに個々の考えを言っていくものではないのではないかとということで、かなり注意があったという話を聞いていましたので、私も一問一答にするのであれば、みなさんが一般質問でやりたいことをやればいいのかというふうに思っていました。

ほかの会派どうぞ。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 미래の山田です。代表質問は、やはり今委員長がおっしゃっていたように、細かいところを聞くものではなく執行方針に添って質問すべきと考えていて、町民の方や傍聴されている方がわかりやすいようにという意味合いで一問一答方式のほうがわかりやすいのではないかとこの観点から提案したものでございます。

やはり代表質問が細かいところまで入って行って、時間制限もないととても大変なことになると思うので、時間制限は持つべきと考えておりますし、また内容については執行方針の中から、今まで代表質問してきたような感じで細かいところまでは踏み込まないというか、それは申し送りのルールになるのかなというふうには思っております。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうぞ。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 山田副委員長の会派は、考え方としては代表質問的な形式は残すけれども、代表質問はなくして一般質問にしますという意味ですか。代表質問はそのままにして、一問一答方式にして細かいことは聞かないと。そこが難しいかなと思います。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 冒頭大淵委員がおっしゃったように、どういうふうにするのがベストなのかという質問の仕方というのは、試行錯誤を重ねながらになっていくのではないかと思いますけれども、質問する側としては質問したことに答えてもらう。また質問したことに答えてもらう方式のほうがわかりやすいのではないかとこのように考えて提案しているところなんですけれども、ベテラン、先輩議員としてのいろいろ懸念されるところは十分私も同じように懸念しておりますので、ただ一問一答のほうがわかりやすいのではないかとこのところなんです。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうでしょうか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 今、共産党さん公明党さんからご意見いただいたのも一理あるなど

思って聞かせていただきました。ただ、そこまでの考え方を念頭に入れて会派会議をやっていたということもありますので、今まで会派で話してきたことを話させていただきたいと思います。

代表質問ですが、やはり大きな枠での捉え方では、代表質問という政策を話し合う場というのは必要なのではないかと。ただし現行のルールで一括質疑でやりますとどうしても争点が見づらいとか、聞いているほうもわからない。また、質問する側もなかなか難しく争点を絞っていくのが難しいというところは現状見えてきているのではないかと。一問一答方式を取り入れてはいかがかというのを会派では考えていました。なおかつ一問一答方式ですので、これは質問の回数がなくなりますので、ずっと質問できるということではルール上問題があるのかと。制限をある程度考えたほうがいいのかということでは会派内では落ち着いております。

前回までは会派の人数での時間の割り振るということも考え方で一つはあるのではないかとということも出させていただきましたが、そこにこだわるということは現在は考えていません。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうですか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 私どもの会派は、最初から一問一答方式の導入ということを求めております。考え方としては、大淵委員とか吉田委員長の会派の考え方でありまして。あくまでも3月の代表質問があつて、一般質問があつてという形になります。そのほかに予算等審査特別委員会もあります。そうした中で、果たして代表質問と一問一答方式の質問と予算等審査特別委員会の質問の中で、行政のほう自体も一問一答方式なら一問一答方式できちんと質問してもらったほうがわかりやすいのではないかと思います。これは私の個人的な考え方かもしれませんが、代表質問だけ大雑把になって、あとは個々になってきます。そうなってきたら代表質問という形はなくなってしまうと、反対に一問一答方式だけになりますから、そのあとの予算等審査特別委員会の質問も一問一答方式みたいな質問内容になりますね、そうすると反対にきちんと会派とか議員が主張したいことが明確に見えてきていいのではないかと私はそのように感じています。

○委員長（吉田和子君） 代表質問も一問一答方式というのではなくて、代表質問はなくてみんな一問一答方式の一般質問でいいのではないかという意味ですか。

代表質問はなくてもいいという意味ですね。

○委員（西田祐子君） こだわらないという意味です。

○委員長（吉田和子君） では、代表質問する人は3回までの今までどおりやるという意味ですか。代表質問は全部なくしてみんな一般質問で予算等審査特別委員会でやりませんかという意味ですか。

○委員（西田祐子君） そうです。そこにこだわっていないという意味です。なくするならなくしてもいいのではないですか。無理して代表質問というのを残さなければならないというのでもないのではないですかという考え方です。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 私は、意見というよりも感想を述べさせていただきたいのですけれども、以前から見ると進化してきたなという感じがするのです。この件に関しては、昔も議会運営委員会の中で何回も協議した経緯があって、私がたまたま一緒に組んでいた亡くなられた鈴木宏征さんとか吉田正利さんとかと組んでいたときは、そのときの会派の考え方としては撤廃してしまっで一問一答方式の一般質問だけにしようではないかというのが我々の主張だったのです。それは行政と議論がかみ合うような形の中で、そのほうがいいのではないかということでそのときは出させていただいていたのですけれども、私は今回聞いて驚いたのは、政党から出られている方々というのは、逆にそのような縛りみたいなものがあって、それで代表質問はそういう意味合いで撤廃は無理なのだろうと私の中では思っていたのです。及川委員も今回政党から出ていますよね。政党から出られている方々もいらっしゃいますので、そういったような形の中で今回お聞きをしたら、あまりそういったことに関しての縛りというのはなくなったと思って、みなさんが同意できるようなことであればどういう形でもいいのかなと思いました。

○委員長（吉田和子君） 私は、政党からの縛りもないです。ただ、会派がある以上代表質問がなければだめだというふうに、どちらかというとそのように捉えていて会派がある以上議会として代表質問をしなければだめだと捉えていたのです。政党から何も言われていません。そういうのはないのですけれども、一問一答方式でやるのならやはり一般質問だけいいのかとどうしても思ってしまうのです。

大淵委員のほうはその辺の考え方どうですか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 要するに、本来代表質問というのは会派で議論して会派の中で一致した政策できちんと行政の姿勢を正すというのが、これが代表質問の主旨なのです。

だけど、聞いている範囲では、私たちの会派も含めて、私も代表質問やっていましたし、斎藤さんも代表質問やっていましたけれど、何か代表質問だか一般質問だかわからないという中身になりつつある。だから、本当に政治集団としてある会派がきちんと議論してここの町長のここのところをこうすべきだ。こういう政治では間違っている。これは支持できる。そういうこと会派で議論されて代表質問に立っているのであれば、一括質疑でも私はいいと思っていますのです。部分の議論を深めるということでいえば、一般質問のほうがはっきり言えばよほど深まるのです。少なくとも聞いている範囲では代表質問なのか一般質問なのかわからないというような中身でやるのだったら、私は一般質問でいいのではないかという単純な意見です。そういう切磋琢磨して政策議論がされるという会派がきちんと全部がそうで、そういう形になれば一番いいと、私は必要だと思うし、そうだと思うのだけれど、そういうふうに私を含めてあまり見えないので、一般質問のほうがいいのではないかという意味です。すごい単純な発想です。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 私の立場からいっても、今大淵委員が言われたように、まず質問の

内容をみて、これは代表質問というよりも一般質問化にかなってきているなどというものが時々あるのですけれども、文言が間違っていたり、表現がちょっとこれ違うなどというものは事務局と相談しながら連絡を取ってもらって直していただいたりもしているのですけれども、内容が間違っていなければこれだめだと、なかなか私の立場で言いきれないのです。苫小牧市などは厳しくやられていると聞きましたけれども、出てきたものに対してこれはちょっと代表質問にはなりえない。一般質問ではないかとは、なかなか議長だからといってそれをやめさせたり、直させたりはなかなかできる問題ではないので、その辺は極力この場で討議した形の中でよりよいものを見出していただければと思います。

○委員長（吉田和子君） 今、代表質問がいいか、一般質問に変わるのではないか、一問一答方式ならい一般質問でいいとかこの議会運営員会で話し合ったら、1回会派に持ち帰ってもらいます。ここで結論は出ないのではないかと思いますので、こういった話し合いをしてこういうことだということで1回会派に持ち帰って、報酬削減1年ごとに見直しすることになっていました。それを含めて会派で議論してもらいたいと、近いうちにと考えていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） せっかく議論されますから、私も代表質問して答弁に対してどうかなどという部分はあるのだけれど、よく考えたら代表質問というのは形式的な質問になっているのか、本当に代表質問して政策的な考え、身をとるかという部分になっているかどうかと思うのです。

議員が質問するということは、質問したことが町民もなるほどだと理解される質問の方式をとるべきだと思うので非常に難しいのだと思うのです。個人的にというか全体を見回してみると、一つの政策に、産業振興なら産業振興でありますね、それと福祉も併せて全部しゃべって、そして答弁をもらったときに聞いているほうはわからないのです。もっと方法はないかと思ったのだけれど、逆に代表質問で一般質問的な部分なのだけれど、項目をこの項目についてというふうに全部まとめるとか、3回で、これはこれだけもらったと。これでやって整理していったほうがわかりやすいかと。先ほどいったようにただ長くしゃべるだけではなくて節度をもって、この部分はこうです。次はこの質問をしてこうですという形で終わった代表質問ってどうかと思うのです。そうするとわかりやすくなるのではないかと思います。

今まで代表質問5項目あったら、まず初めにこれです。制約はしたくないけれど節度ある中で答弁して、次に移りますと整理していつてはどうかと、1時間半くらいで終わる形では思っていたのですけれども、どうですか。

○委員長（吉田和子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

---

再開 午前11時48分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて会議を再開します。

今、各委員さんから代表質問のあり方含めて代表質問が必要かどうか、代表質問はどうあるべきか、代表質問を一問一答方式で3回まで、代表質問を一問一答ですっとやっていく、時間制限を付ける、一問一答方式でやるのであれば代表質問の意味合いがなくなるのではないかな。

一般質問でも政策議論はできるわけですから、そういったことを含めていろいろな意見が出ました。各会派で会議をしていただいて次回の日程を決めたいと思いますので、それまで会派会議を持っていただいて、できれば3月の議会に間に合わせればと思いますが、ただ、代表質問をやめるというふうになったときには行政側にきちんと言わなければならないのではないかなと思うのです。

もし、間に合わないようだったら来年からになるかもしれませんが、きょう話し合ったことはもし代表質問するようになって、それはきちんと活かしていただきたいと考えます。

そういったことを含めて次の日程まで各会派で会議をしていただきたいと思います。そのときに、きのうの議会運営委員会でありました歳費の1年ごとの見直し、30年度はどうするかということ各会派で、その前に町側から町職員の給与改定についてのお話があるそうです。それを参考に議会としても考えていったらいいのではないかなということで、その話し合いをする前に説明をいただきます。その説明の日程はまだ決まっていないのです。総務課のほうの日程が決まった時点で次の議会運営委員会を行いたいと思います。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） きょう監査に確認したところ、7日の午前中だけは入っていないという話がありましたので、7日の午前中は可能かと思います。そのあとでもいいです。

○委員長（吉田和子君） それまでに行政のほうは説明できるのでしょうか。

次の議会運営委員会は7日でいいですか。それまで会派で話し合っけて持ってくるということなのですが。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 町職員の削減の緩和はどうするかという話があるということは上げるということですか。理事者側が上げたいという方向でいっているということでしょうか。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 聞いているのは、3等級の若手職員をなくしたという意向で、あとは財源との兼ね合いでそれ以上の職員については1%緩和ができるかどうかということらしいです。

○委員長（吉田和子君） きちんとした会議の場で説明を受けたほうがいいと思うのです。そういう情報はあるけれども、情報がありましたのでというわけにはいきませんので、やはり総務課の説明を聞いてその上で議会として、財政をかんがみながら議会の取る立ち位置をきちんとしていきたいと思うのですが、どうでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、今監査の日程が空いたということがありましたので2

月7日の午前中に代表質問の件がありますので、ある程度結論が出たらみなさん質問を出すのに困らないと思いますので、ことしから間に合えばいいかと、まとまればいいのかと考えておりますので、2月7日に議会運営委員会としてよろしいでしょうか。

大淵委員が一番大変だと思うのですけれどもよろしいですか。2月7日10時に議会運営委員会を開催するというので、そのときには今後の職員給与のあり方についての議会をとっているわけではないですから、行政側の考えを聞くということで、それを参考にして議会としての立ち位置をきちんとしていくということで、報酬と代表質問について議論をしたいというふうに考えますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、そういうことで話し合いをしていただきたいというふうに思います。

山本議長。

○議長（山本浩平君） せっかくきょう集まって、時間まだ5分くらいあるので、この反問権の質問の時間の外なのか、中に入るのかという考え方はそれぞれ話し合ってきていると思うので、今の段階での思っているのだけ、各会派の意見を聞いていただきたいのですけれども。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 私もそのこと今いおうと思ったのですけれども、せっかく会派会議をやるのであればその2つの議題、反問権だけ次にとしたら不効率なので、反問権については各会派からいただいている意見については、論点となるのは何を反問していいかという問題、これはずっといろいろなところ見たのですけれども、ほとんどの自治体は主旨確認ということです。ということがまず1つ。もう一つの論点は時間制限の問題。時間を入れるか入れないかという問題。白老町は以前の申し合わせで時間を入れるということになっていましたけれど、これについてほかの自治体の状況を調べると、入れるところを入れないところがかかれていています。半々になっています。これはどちらにもとれるのかというのが調べた状況です。

○委員長（吉田和子君） 今、高橋事務局長のほうからお話がありましたけれども、こういった形で反問権はある程度は話し合いはしていると思いますけれども、各会派の現時点、現在持ってきている各会派の話し合いの結果だけ、きょう聞いておいて各会派会議で、こういった意見が出ていたということで再度検討していただくということになりますので、各会派から反問権に対する現時点でお考えを伺っておきたいと思います。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） みらいです。みらいは質問者が反問を受けないような質問内容に精査すべきであると考えておりますので、反問された場合は質問者の時間に入れるというふうに今まではなっております。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうぞ。

小西委員。



○委員（小西秀延君） いぶきです。いぶきもみらいさんと同じです。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 原則、論旨不明ということの反問であれば時間に入れると。論旨不明なわけだから、それは質問の仕方の問題ですからそれは質問の時間に入れるということでは。

○委員長（吉田和子君） きずなさん、西田委員。

○委員（西田祐子君） きずなのほうといたしましては、この反問権の考え方なのですが、今高橋事務局長が説明してくださったように、反問される行政側が主旨確認をすることで質問されるのであれば、それは時間内で構わないのではないかと考えております。

ただ、ここは議長とか、議事整理権にかかってくる問題なのですが、行政側も主旨確認ということを中心に理解していただいて反問していただければいいのですが、こちらはどのように思っているのだけれど、そちらの思っているのとは違うのだけれどというような話になってくると、勘違いして反問するような形になってしまうと違ってくるのかと思っておりますし、細かい説明をきちんとしてくださいとかとなってくるとちょっと違ってくるのかなと思っておりますので、行政側ときちんとした形で、相手にもきちんと理解していただける中でさせていただければ問題ないのではないかと思います。

○委員長（吉田和子君） 公明党ですが、一般質問を出したときに行政側が答弁書を書くために、答弁調整というか趣旨説明をいたします。あれはなんのためにやっているのだという考えなのです。あれをやっていて主旨が違くと主旨が伝わらないとか、そういったことがあること自体が、ただやり取りの中で食い違ってくることももしかしたらあるのかもしれませんが。答弁調整をやっていて、それでなおかつ要旨がわからない。内容がわからないということになってくると答弁調整をやる必要はあるのかという意見も出たのです。やはり内容等が明確でなくて、行政側が困って質問した場合は、うちの会派は時間に入れるべきだと考えています。

質問事項を整理整頓して、きちんと行政側に自分が問いたいことを伝えられる、それも議員の一つの資質の向上になっていくのではないかとこのように思っていますので、そういった努力をしてもらいたいと考えています。反問権が見解の相違だったら出てくるのかもしれませんが、主旨説明だとかそういったことは、なるべくないような形にしていければと考えています。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） いぶきさんとみらいさん、質問者反問を受けないような質問内容に精査すべきだといっていますけれども、今みなさん議論していますけれども、当初は主旨という意味でいいですか。私が言っている反論とまた違いますから、反問と反論は違いますからその辺ちゃんと整理をしておいていただかないと混乱しますから、私も西田委員も話したように、主旨の確認であればいいけれど、長々と質問して何を言っているのかわからないという部分であればいいけれど、自分に対する政策議論をしている中で反論と反問は違いま

すから、そこだけはちゃんと確認しおいてもらわなければ困るということによろしいですか。

○委員長（吉田和子君） 会派の話し合いの中で、その辺をきちんと縦分けをしながら話し合いをしていただきたいという、明確な一致にはなっていないので、会派でその辺の内容的なところを明確にしながらもう一度持ち寄って、きちんとした明確な結論を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

次回は2月7日ということで、それまでに確認をしていただきたいと思います。

高橋事務局長のほうから何かありますか。

みなさんのほうから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） 以上で議会運営委員会を終了したいと思います。

（午後 0時01分）